

総合特別区域評価・調査検討会における評価結果の概要(平成25年度)

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ①グリーン・イノベーション分野(4/11)

	評価区分(*1)	総合評価 (IとIIの 平均値 にIIIを 加味)	I 目標に向けた取組の進捗に関する評価	II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	III 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
次世代自動車・スマートエネルギー特区(さいたま市)	正	B 4.0	B 3.5 進捗度 ・ハイパーエネルギーステーション(水素充填機能有)の整備箇所数 100% ・EV等の1年間の増加台数(「運輸部門の二酸化炭素の削減量」の代替指標) 72% 等	B 3.5 規制の特例等 ・市街地における水素保有量の規制緩和等 財政支援等 ・先導的都市環境形成促進事業(地域エネルギーマネジメントシステムの構築に係る計画策定等に対する支援)等 地域独自の取組 ・さいたま市ハイパーエネルギーステーションS整備事業費補助金等	+0.50	<p>・水素充填機能付きのハイパーエネルギーステーションをはじめ、<u>意欲的な取組み(※1)を進めており、さらに進捗を期待したい。</u></p> <p>・事業が幅広く、連携に工夫を要すると考えられることから、横断的な事業のスキームも期待したい。</p> <p>・総合特区の規制緩和が直ちに認められない場合に、<u>市独自で用途地域変更を行う(※2)など、財政以外でも独自の取組みを行っている。</u></p> <p>・<u>社会実験(※3)を積極的に行うなど、適当な取組みであると認められる。</u></p> <p>※1:①燃料電池自動車用水素充填施設等を備えたハイパーエネルギーステーション、②エネルギーの地産地消を実現するスマートコミュニティ、③子育て世代等の移動を支援する低炭素型パーソナルモビリティの3つのプロジェクトを実施。</p> <p>※2:ハイパーエネルギーステーションを設置するに当たって、建築基準法の規制について、市が自らの権限により用途地域を変更することで対応した。</p> <p>※3:パーソナルモビリティの一つである「超小型モビリティ」の社会実験を、国土交通省の認定事業として実施。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。 *2)「Ⅲについては、「地方公共団体による総合評価の状況」についても評価している。